

令和8年2月4日

オープンカウンター方式による見積合わせについて

支出負担行為担当官
関東森林管理局長 松村 孝典

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1 件名 物品の購入(測量機器用三脚ほか)
※詳細については別紙仕様書を参照

2 納入期限 令和8年3月19日(木)

3 納入場所 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25
関東森林管理局 保全課

4 見積書等提出日時・場所
・日時 令和8年2月18日(水) 15時00分まで
・場所 〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25
関東森林管理局 経理課 企画係
※郵便による提出も認めます。

5 提出書類
・見積書
(見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付をご記入下さい。
見積書は封緘の上ご提出下さい。)
・下記8の資格を証明できる書類の写し。
※上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「(案件名)見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。

6 契約の締結日 見積採用の日から7日以内

7 契約条件等 別紙「契約条件書」のとおり

8 必要な資格等 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、関東・甲信越地域の競争参加資格(「物品の販売」又は「物品の製造」)を有する者であること。

9 その他 見積書を提出した場合は「契約条件書」及び「関東森林管理局署等随意契約見積心得」を承諾したものとみなします。

(担当:計画保全部 保全課 測定係)
(TEL:027-210-1173)

仕 様 書

1. 調達物品

番号	物品名	規格・品質	納入 数量	単位
		例示品		
1	測量機器用三脚	全伸寸法1660mm、全縮寸法1000mm、4.3kg、アルミ製	1	本
		太平産業 TS-165LY		
2	スタティックポール	1.0m接続用、ネジ径5/8"、寸法Φ40mm、布ケース付属	1	本
		太平産業 STP-10A		
3	スタティックポール	1.5 m接続用、ネジ径5/8"、寸法Φ40mm、布ケース付属	1	本
		太平産業 STP-15A		
4	スタティックポール	1.5 mツバ付、ネジ径5/8"、寸法Φ40mm、布ケース付属	1	本
		太平産業 STP-15B		
5	視準ポール	スタティックポール用、線径Φ2mm、寸法Φ40×150mm	1	本
		太平産業 STP-01		
6	GPS設置金具	求心付基盤	1	個
		太平産業 TR-8P		
7	GPS設置金具	アタッチメント5/8"	1	個
		太平産業 STJ-01		
8	巻尺	テープ幅14mm、長さ50m、ガラス繊維製	3	個
		積水樹脂 14-50HR		
9	測量ロープ	ロープ幅6mm、ロープ厚2mm、目盛5cm、長さ50m、ガラス繊維製	5	個
		積水樹脂 50-LN		
10	ワイヤーブラシ	剣先型、5行、焼入ワイヤ銅線	5	個
		トラスコ中山 TB-5003		
11	移植ゴテ	収納ケース付き 刃厚約3.8mm、全長約305mm	5	個
		藤原産業株式会社 Sword Scoop		
12	丹頂杭	30×30×4×500mm、文字入り、例示品と同等の規格を有するもの	600	本
		日本森林林業振興会 境界見出杭		
13	境界見出標	H180×W70×厚2mm、「林野庁」名入、例示品と同等の規格を有するもの	1000	枚
		六本木商店 KMH-001		
	合 計		1,625	

2. 納入

納入先および担当職員は以下のとおりとする。

① 納入先

関東森林管理局 保全課 測定係
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目16-25
電話番号 027-210-1173

② 担当者

保全課 測定係長

3. 責任の所在

物品の納品については、製造者の如何に問わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打合せを行うものとする。

契約条件書(売買)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあったときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となった場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後 1 年以内に契約物品にかくれた瑕疵があった場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があったと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。